

6. 提出されたご意見の要旨及び県の考え方

【区分B】 348件

※同趣旨の意見が多数寄せられたため、まとめて公表させていただきますのでご了承ください。

※一人の方から同じ内容の意見が複数提出されている場合、1件として計上しています。

No.	ご意見の概要	回答
1	<p>発射装置のある漁具を遊漁者が使わないということだと思います。漁業者の仕事に支障をきたすから、そのような意見が出ていると思うので、賛成いたします。昨今はレジャーのみならず、食糧確保のために遊漁をする人もいると思いますが、漁業者を守るための規則は必要だと考えます。「沖合」については、及び、ではなく、又は、で区別する必要がある理由は詳しくわかりませんが、必要があるからそう決めるとしております。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p>
2	<p>テレビなど、メディアの影響により「やす」の利用は増加しており、また、コロナ禍でのアウトドアブームが、これらの使用に拍車をかけている。漁業者とのトラブルという現状をふまえた、今回の改正には賛成である。特に遊漁者が許容範囲を超えた漁獲量を確保したり、漁場を破壊したりという段階にまでエスカレートしてしまわないうちに、必要な策をもっと講じていただきたい。特に長崎県は漁業が基幹産業であり、これを保護し、従事する後継者確保する、という観点からも、ぜひ断固たる対策が不可欠であると感じる。</p>	
3	<p>賛成します。（他、同趣旨2件）</p>	
4	<p>使用漁具の「やす」について“発射装置を有するものを除く”ことを明記することに賛成する。（他、同趣旨11件）</p>	
5	<p>使用漁具の明記は必要。今まで明記されていなかったのわかりにくかった。改正に賛成する。（他、同趣旨20件）</p>	
6	<p>素案のままで問題ありません。（他、同趣旨114件）</p>	

7	<p>遊漁者の中にはマナーの悪い者もあり、航行中や操業中の漁船との衝突など、事故を引起こす可能性があります。マナーを守って正しく遊ぶためには、ルールの明記は必要であり、賛同します。（他、同趣旨31件）</p>	
8	<p>発射装置を有する道具は、射程・威力とも非常に強力であり、使用する場所を考慮しても、人を殺傷する能力を十分備えていると思う。よって、発射装置を有する道具を使用するガイドラインやルール（例えば免許制にするなど）が無い現状では、周りの一般遊泳者に危険を及ぼす恐れがあるので、使用を禁止にした方が良いと思う。</p>	
9	<p>私の地元では、遊漁案内業者が共同漁業権内において「ゴム付きやす」を使用した採捕行為を客と一緒にしており、漁業者とのトラブルが生じています。そのため、使用漁具を明確化する整理については賛成です。（他、同趣旨16件）</p>	
10	<p>遊漁者と地元漁業者とのトラブル拡大や事故の発生防止のため、決まっていることをきちんと明記することは必要と思います。改正に賛同します。（他、同趣旨76件）</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p>
11	<p>P2すくい網漁業の件、P13ごち網漁業又はの件、P19やすの件、案の通りをお願いします。</p>	
12	<p>我々漁業者は、水産資源を守るため種苗放流や漁獲制限等の資源管理に取り組みながら漁業を営んでいる。近年、遊漁者の魚突き等でトラブルも発生していると聞く。ゴム付き「やす」等、発射装置の使用禁止について明記することに賛同する。</p>	
13	<p>遊漁案内業者やその客が、ゴム付きの「やす」で魚を採捕しており、漁業者とのトラブルが発生していると聞いている。ゴム等の発射装置が付いたものは「もり」として区分され、遊漁者の使用は制限されているのではないのでしょうか。地元漁業者とのトラブルや事故を防ぐためにも、使用漁具を明確化する整理について、賛成します。（他、同趣旨2件）</p>	

14	<p>使用漁具の明記について、遊漁者の魚突きは、漁船のスクリューによる人身事故を引き起こす可能性がある。マリンレジャーを楽しむためには正しくマナーを守ることが必要であり、トラブルを防ぐためにも禁止されている漁具の明確化が必要である。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p>
15	<p>発射装置のあるものは危険なので、今回、漁具を明確化されることには賛成です。（他、同趣旨3件）</p>	
16	<p>第45条やすの件については賛成します。やすを使用することで漁業者とのトラブルが懸念されるため賛成します。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。 なお、手に把持して刺突する「やす」については、本県漁業調整規則において遊漁者が使用できる漁具ですので、ご承知ください。</p>
17	<p>改正案の内容は妥当なものとする。なお、「やす」について、（ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。）とあるが、注意深く読んでいないと、「発射装置を有するものは使用して良い」と誤解してしまうのではなかろうか。このような規則類の表現方法としては普通のやり方かもしれないが、一般県民が読んでも誤解なくすぐ理解できるような表現方法が望ましいと考える。（この場合、例えば「ただし、・・・などの発射装置を備えた「やす」は使用できない、など）</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。 表現方法については、今後検討していく中で参考にさせていただきます。</p>
18	<p>長崎県壱岐市出身です。改正に強く同意します。スピアフィッシングの主要な対象魚であるクエは各地の漁業者が稚魚の放流をしている魚であり、これを何の規制もなく採捕できる状態であることは異常なことだと考えます。実際、インスタグラムなどのSNSでは一人で1日に大量のクエを始めとした根魚を採捕している画像がアップロードされており、こんなことが続けば遠くない将来に資源（特に根魚）が枯渇してしまうことは目に見えています。既にご存知かもしれませんが、担当の方にはぜひスピアフィッシングについて発信しているSNSアカウントをご自身の目で確認して頂き、どれほどのペースで資源を攫っているのか見て頂きたいです。特に長崎県は全国でもスピアフィッシングのポイントとして有名で、コロナ禍（及びアフターコロナ）におけるアウトドアレジャーの流行もあり、ますますスピアフィッシングを行う者の数が増えることが予想されます。そのため、グレーゾーンとして放置され争いの元となっていたこの問題が、このタイミングで改正され明確になることは素晴らしいことであり、限りある海洋資源を守るという意味でも時代に合っていると考えます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。 ご承知のとおり県内各地の漁業者はクエの種苗を放流し、保護区を設けたり小型魚を再放流したりと、積極的に資源の回復に取り組んでいるところです。ご心配の様な事態にならないよう、今回の規則改正も含めて引き続き漁業調整に努めてまいります。</p>

19	<p>やす(ゴム、バネその他の発射装置を有する物を除く)ではこの文を変に解釈して使用する人が絶対出てくるので使用した際に柄(やす本体)が手から離れるのも禁止にしたほうがいい。こうしないとゴムが手から離れていないと使用可能と捉えられてしまう。こういうルールを守れない人は駐車禁止場所への駐車、ゴミの放置などのルールも守れないので、いっそのこと漁業者以外はウェットスーツ、ウエイト等の使用禁止でもいいと思う。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。 ゴムが手から離れていなくても、ゴムを用いた発射装置を有するものは「やす」に該当しません。また、現在の漁業調整規則ではウェットスーツやウエイトの使用を禁止していませんので、新たに禁止することは困難であることをご理解ください。</p>
20	<p>遊漁者のスピアフィッシングについては、絶対反対です。漁業者とのトラブルなどよく聞きます。だいたい、地元住民は漁業者のためと思いきや我慢し潜っていないのに、県外の遊漁者が自由に行っていることに憤りを感じます。また、パブリックコメントも県民のみの意見を聞いていただきたい。共同漁業権内は地元漁協の管轄のはず。地元住民が漁業者のことを思い守っているのみ県外の観光客が守らないなど言語道断。一部の身勝手な方々の意見を聞く必要はない。この手のパブリックコメントは反対意見が多数を占めるでしょうが、サイレントマジョリティーが多数いることを理解していただきたい。この問題に対しては、早急に対応いただきたい。今回の改正について、強く賛同します。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。 なお、パブリックコメントは県外から寄せられた意見も参考とさせていただいておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p>
21	<p>改正に賛成します。全てではないでしょうが、遊漁者の中には悪質な人もいていわゆる密漁となるケースも多いし、漁業者からの話も聞きます。あくまでも遊漁(レジャー)であって、漁業ではないのだから今回の改正により規制されたとしても、それほど影響はないはずです。</p>	
22	<p>我々漁業者は、水産資源を守るため種苗放流や漁獲制限等の資源管理に取り組んでいるところですが、遊漁者のスピアフィッシングについては、マナーの悪い方もいらっしゃる困っています。発射装置を禁止することについて賛成します。(他、同趣旨38件)</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。 なお、今回の改正は遊漁者が使用できる漁具を新たに規制するものではなく、使用できる漁具の定義を明記し、誰にでも分かりやすくするものですので、ご承知ください。</p>
23	<p>ゴム式のモリも規制が必要。</p>	

24	<p>令和2年12月1日の漁業制度の改正に伴い、漁業関係法令違反の罰則が強化され懲役や罰金が厳しくなったことで、悪質な密漁件数は減ってきているが、本県においては、従来からゴム等の発射装置を有する刺突漁具は「やす」ではなく「もり」として区分してきたが、毎年漁業者と遊漁者のトラブルは多く、トラブル防止を図る為、発射装置を有するものを除くことから、発射装置有し、水中で使用するもの「発射装置付きやすを含む」については、本県で禁止するという事に対しては賛成である。</p> <p>毎年漁業者と遊漁者のトラブル避けられないのが現状です。今後、漁業者が誤解を招かない為にも、遊漁者等の漁具、漁法の制限の明確化をして頂いて、安心して漁業が出来る長崎県漁業調整規則になる事を期待します。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>なお、今回の改正は遊漁者が使用できる漁具を新たに規制するものではなく、使用できる漁具の定義を明記し、誰にでも分かりやすくするものですので、ご承知ください。</p>
25	<p>発射装置を禁止することに賛同します。（他、同趣旨5件）</p>	
26	<p>現在の水産資源の低下、燃油の高騰など漁業者が大変な状況の中、レジャーとしてスピアフィッシングでの漁獲が増えた場合資源の減少に多少なり影響があると思われます。そのため明確な規則を作り制限する必要があると思います。そして各漁協等への周知徹底をするべきと思う。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>今後、本県漁業調整規則における規定内容の周知活動を漁業者、遊漁者を問わず広く実施していく予定ですので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p>
27	<p>改正について、賛同します。・近年、やすなどの刺突漁具が巧妙になり区別判断が難しいと思われる。そのため、条文により明確化されたは良いと思います。・共同漁業権内では、地元漁業者による種苗放流、漁獲体長制限等設け自主的な資源管理に取り組んでおり、遊漁者の漁獲についてはトラブルの原因になる。・共同漁業権内において、小型船舶（特に船外機船）の漁業操業、航行があり、レジャーでの潜水による魚の採捕は非常に危険であり人身事故等発生恐れがある。・遊漁者の方には、地元漁協等独自のルールが定められているところがあるので十分地元漁協と協議しながら行ってもらいたいものです。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>なお、地元漁協独自のルールについては、その存在を知らない遊漁者も多いことから、地元漁協におかれても十分周知を行っていただき、トラブルが起こらないよう協議していただきますようお願いいたします。</p>

28	<p>遊漁者が、現状のやす、を用いて魚を採捕している所を多く目視していたので、入出港時は特に注意を払っていたが帰港時のある時、港から少し離れた所を潜水しており、海中から浮上したのを気付いたから良かったものの、ほんの少し早くか、若しくは遅く頭の上を通過していたら海難死亡事故等を発生させていたと考えると恐怖を感じ体が震えた。当事者が陸上に上がるまで待つて厳しく注意しても、その時だけは顔くものの、何ら気にする様子も無く数日後また同じ行動をしている者がいる。この事を他の漁業者に周知し注意を払って頂こうと港や漁協の委員会等で経過を話すると他の漁業者も同様の体験や目視したことが報告された。漁業者は素潜り漁を行うにしても禁漁期間を設けるなど各種規制を遵守すると共に資源保護も実施し生活の糧としているにも拘らず、遊びで道具を使用し魚を捕獲すること自体受け入れられず、幾ら注意してもマナーを遵守しない者、逆に文句を言う者が多く漁業者とのトラブルは避けられない。この様な事から未然に事件事故を防止するためにも使用する漁具の規制実施が必須であり調整規則の改正を熱望する。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。 意見にある「現状のやす」について、ゴム、ばねその他の発射装置を有しないものであれば、遊漁者が使用可能な漁具であること、また、今回の改正は遊漁者が使用できる漁具を新たに規制するものではなく、使用できる漁具の定義を明記し、誰にでも分かりやすくするものであることを、ご承知ください。</p>
29	<p>今回の改正で「ヤス」等の使用ができなくなれば取り締まる方も強く出ることができ大変有意義な事だと考えている。改正の広報についても、広く知ることができる方法を取って頂きたい事と、釣具店等にもパンフレットの配布をお願いしたい。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。 今回の改正は遊漁者が使用できる漁具を新たに規制するものではなく、使用できる漁具の定義を明記し、誰にでも分かりやすくするものですので、ご承知ください。 また、周知方法については、釣具店等への周知活動を行うほか、県広報誌への記載も検討しており、より多くの漁業者や遊漁者の方に周知を図ってまいります。</p>
30	<p>規制をするのには賛成です。本組合の共同漁業権内においえて、遊漁者の水中銃による採捕が多々見受けられることで、漁業者とのトラブルが発生している状況である。発射装置を有するものを除くとしても、遊泳するのは、自由であり見極めが難しいところがあるので、漁業権内においては、組合（地区）の許可等が必要があるのではないかと思います。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。 ご意見のとおり遊泳行為は自由ですので、一般の方に法的根拠に基づく許可を得ることを求めるのは難しく、あくまで協力の範疇であると考えます。</p>